令和４年度　介護サービス事業者等に対する指導事例（文書指摘）

１　（介護予防）地域密着型サービス

【　報酬算定基準　】

項目	サービス種類	現状及び問題点	是正改善・指摘事項	根拠等
医療連携体制加算（Ⅰ）	（介護予防）認知症対応型共同生活介護	正看護師の退職以降、准看護師のみの確保で当該加算を算定している。	当該加算の要件について再確認すること。	※1　第2の6(7)
生活機能向上連携加算(Ⅱ)		当該加算を算定している利用者1名について、一連の加算要件が全く満たされていない期間がある。	当該加算の要件について再確認すること。	※1　第2の6(12)
身体拘束廃止未実施減算		介護従業者その他の従業者に対し定期的（年2回以上）に実施する身体的拘束等の適正化のための研修について、令和3年度において1回の研修を確認したが必要回数の実施を確認できない。	介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上及び新規採用時に実施し、その記録をすること。	※1　第２の６(2)及び(4)⑥

※1　指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）

【　人員、設備及び運営基準　】

項目	サービス種類	現状及び問題点	是正改善・指摘事項	根拠等
管理者	（介護予防）認知症対応型共同生活介護	管理者が同一敷地内以外のグループホームの管理者を兼務している。	同一敷地内以外の場所にある他事業所の職務は兼務不可となっていることから、直ちに兼務状況を見直すこと。	※2　第110条
利用料等の受領		利用者から洗濯機使用料及び乾燥機使用料を受領しているが、日常の洗濯に係る費用の負担を求めることは適切ではない。 また、上記の費用について、認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ文書での同意を得ていない。	洗濯機使用料及び乾燥機使用料については受領しないこと。 また、運営規程及び重要事項説明書等の内容を見直し、利用者への対応方針を報告すること。	※2　第115条第3項及び第4項 ※3　別紙
指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針		介護従業者その他の従業者に対し定期的（年2回以上）に実施する身体的拘束等の適正化のための研修について、令和3年度において1回の研修を確認したが必要回数の実施を確認できない。	介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上及び新規採用時に実施し、その記録をすること。	※2　第116条第7項第1号

認知症対応型共同生活介護計画の作成	（介護予防）認知症対応型共同生活介護	利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議を行ったことが確認できない。	計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議をし、その記録をすること。	※2　第117条第3項
		認知症対応型共同生活介護計画について、内容の説明及び同意の有無が確認できない事例がある。 また、全利用者の計画書に同意を得た年月日の記載がない。	認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たり、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ること。 また、同意を得た年月日を記載すること。	※2　第117条第4項
		認知症対応型共同生活介護計画作成後の実施状況の把握を行っていることが確認できない。	認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うこと。	※2　第117条第6項

※2　弘前市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

※3　通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日　老企第54号）

【　人員、設備及び運営基準　】

項目	サービス種類	現状及び問題点	是正改善・指摘事項	根拠等
利用料等の受領	（介護予防）小規模多機能型居宅介護	利用料等に関して、利用者から文書により同意を得ているが、以下の項目について、「その他の日常生活費」としてサービス種類ごとの範囲を超えて徴収している。 ①洗濯代 ②預り金の出納管理に係る費用 上記のうち②について、小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ文書での同意を得ていない。	右記①、②の項目について、利用者から受領しないこと。 重要事項説明書等の内容を見直し、利用者に対する対応の方針を報告すること。	※2 第90条第3項 第107条により準用される第9条 ※3　別紙

※2　弘前市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

※3　通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日　老企第54号）

2　居宅介護支援

【　報酬算定基準　】

項目	サービス種類	現状及び問題点	是正改善・指摘事項	根拠等
運営基準減算	居宅介護支援	利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること及び居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることについて、文書で同意を得ていない事例がある。	利用者について、文書を交付して説明を行い同意を得ること。 また、居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の事項を確認すること。	※4　第3の6 ※5　八十二
運営基準減算	居宅介護支援	利用者に対して、前６か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前６か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等について、文書で同意を得ていない事例がある。	利用者について、文書を交付して説明を行い同意を得ること。 また、居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の事項を確認すること。	※4　第3の6 ※5　八十二
居宅介護支援費	居宅介護支援	逓減制を適用し居宅介護支援費（ⅱ）を算定しているが、その計算方法において介護支援専門員の員数を常勤換算方法で算定した数としていない。	逓減制を適用する場合は、常勤換算方法により算定した介護支援専門員の員数をもって計算すること。	※4　第3の7
特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）	居宅介護支援	主任介護支援専門員1名とは別に、介護支援専門員を3名配置しているが、3名のうち1名が管理者を兼務していることから、当該加算の要件である介護支援専門員3名以上の配置を満たしていない。	当該加算Ⅱの要件について確認すること。 また、介護福祉課介護事業係の指示に従い適切に処理すること。	※4　第3の11 ※5　八十四
入院時情報連携加算	居宅介護支援	利用者が病院に入院してから5日目に当該病院の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供しているが、入院時情報連携加算（Ⅰ）を算定している事例がある。	当該加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）の要件について確認すること。	※5　八十五
通院時情報連携加算	居宅介護支援	・介護支援専門員が医師等と情報連携を行っているが、利用者不在で利用者の家族による代理受診時に同席し算定している。また、受診前に了承を得たことを聞き取りするが、同席にあたり利用者の同意を得たことが確認できない。 ・介護支援専門員が医師等と情報連携を行っているが、病院又は診療所においての診察ではなく訪問診療時の同席により算定している。また、受診前に利用者の了承を得たことを聞き取りするが、同席にあたり利用者の同意を得たことが確認できない。	利用者が病院又は診療所において医師の診察を受ける際に同席し、同席にあたり、利用者の同意を得た旨を記載する等の対応をとること。 利用者が病院又は診療所において医師の診察を受ける際に同席し、同席にあたり、利用者の同意を得た旨を記載する等の対応をとること。	※4　第3の15 ※6　別表ト注

※4　指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（12.3.1老企第36号）（30.3.22老高発0322第2号・老振発0322第1号・老老発0322第3号）

※5　厚生労働省が定める基準（平成27厚生労働省告示95）

※6　指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第20号）

【　人員、設備及び運営基準　】

項目	サービス種類	現状及び問題点	是正改善・指摘事項	根拠等
従業者の員数	居宅介護支援	逓減制を適用し居宅介護支援費（ⅱ）を算定しているが、その計算方法において介護支援専門員の員数を常勤換算方法で算定した数としていない。	逓減制を適用する場合は、常勤換算方法により算定した介護支援専門員の員数をもって計算すること。	※7　第5条第1項及び第2項
内容及び手続の説明及び同意		・利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること及び居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることについて、文書で同意を得ていない事例がある。	・利用者について、文書を交付して説明を行い同意を得ること。 また、居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の事項を確認すること。	※7　第7条第2項
		・利用者に対して、前６か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前６か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等について、文書で同意を得ていない事例がある。	・利用者について、文書を交付して説明を行い同意を得ること。 また、居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の事項を確認すること。	
		利用者に対して、「利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること」について、重要事項説明書等において説明されていない。	重要事項説明書等に明確に記載するとともに、利用者に対し文書を交付して説明を行うこと。	※7　第7条第2項 ※8　第2 3(2)
		・「前6か月の訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与に関する同一事業者によって提供されたものの割合」について別紙を交付し説明しているが、「当該サービス利用割合」については説明されていない。また、令和3年4月以前に契約した利用者において、別紙を交付し説明しているが署名を得ていない。	・居宅サービス計画の変更時等に、利用者に対し文書を交付して説明を行い同意を得ること。	※7　第7条第2項 ※8　第2 3(2)
		・利用者に対し、「前6か月の訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与に関するサービス利用割合及び同一事業者によって提供されたものの割合」について、通所介護及び地域密着型通所介護を合算して説明し同意を得ている。	・重要事項説明書等に明確に記載するとともに、利用者に対し文書を交付して説明を行うこと。	

指定居宅介護支援の具体的取扱方針	居宅介護支援	＜計画の同意＞ 　居宅サービス計画について、家族に対して説明したと聞き取りするが、文書により利用者の同意を得ていない事例がある。また、別件では同意日の記載がない事例がある。	居宅サービス計画について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。	※7　第16条第10号
		＜計画の交付＞ ・居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付した記録がない。 ・居宅サービス計画を作成した際に、担当者へ交付したことが確認できない事例がある。	居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付したことが分かるように、記録をする等の適切な対応をとること。 居宅サービス計画を担当者に交付することについての記録を徹底すること。	※7　第16条第11号
		＜モニタリング＞ 　モニタリングについて、通所介護事業所で面談し記録を行っている事例がある。	特段の事情のない限り、少なくとも1か月に1回は、利用者の居宅を訪問し面談を行い、記録をすること。	※7　第16条第15号
		＜主治の医師等に意見徴取～計画交付＞ 　居宅サービス計画に医療サービスを位置付けた事例において、主治の医師等の意見等を求めていない。また、居宅サービス計画を主治の医師等に交付していない事例がある。	居宅サービス計画に医療サービスを位置付ける場合は、主治の医師等の意見等を求め記載すること。また、作成した当該計画を交付し、交付したことが分かるように、記録をする等の適切な対応をとること。	※7　第16条第21号～第23号

※7　弘前市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

※8　指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平11.7.29老企第22号）